

厚真町地域防災計画【資料編】

新旧対照表

凡例

赤字下線：令和5年度改訂案箇所

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
1	資料1 厚真町防災会議条例 〔昭和38年2月15日〕 条 例 第 6 号 改正 平成13年3月15日条例11号	資料1 厚真町防災会議条例 昭和38年2月15日 条例第6号 改正 平成12年3月27日条例第22号	・条例改正後の未修正
1	(所掌事務) 第2条 (略) (2) 厚真町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務	(所掌事務) 第2条 (略) (2) 町長の諮問に応じて厚真町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務	・条例改正後の未修正
1	(会長及び委員) 第3条 (略) 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (略) (7) 胆振東部消防組合消防長及び厚真消防団長 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、2人、1人、2人及び10人とする。 7 第5項第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。	(会長及び委員) 第3条 (略) 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (略) (7) 胆振東部消防組合厚真支署長及び厚真消防団長 (略) (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 (10) 前各号に掲げる者のほか、男女共同参画や多様な視点を反映させるため防災上必要と認めて町長が任命する者 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号及び第10号の委員の定数は、それぞれ3人、1人、3人、1人、3人、13人、1人及び3人とする。 7 第5項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。	・条例改正後の未修正
2	(議事等) 第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に はか って定める。	(議事等) 第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に はか って定める。	・条例改正後の未修正
3	資料2 厚真町灾害対策本部条例 〔昭和38年7月18日〕 条 例 第 29 号	資料2 厚真町灾害対策本部条例 昭和38年7月18日 条例第29号	・条例改正後の未修正
3	(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、厚真町灾害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、厚真町灾害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。	・条例改正後の未修正
3	(班の設置) 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に班を置くことができる。 2 班に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。 3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当たる。 4 班長は部の事務を掌理する。	(部及び班の設置) 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部及び班を置くことができる。 2 部及び班に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。 3 部に班長を班に班長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当たる。 4 部長は部の事務を掌理し、班長は班の事務を掌理する。	・条例改正後の未修正
4	資料3 厚真町防災会議運営規程 〔昭和38年6月28日〕 規 程 第 1 号	資料3 厚真町防災会議運営規程 昭和38年6月28日 規程第1号	・規程改正後の未修正
5	資料4 厚真町防災行政用無線局運用管理規程 (用語の意義) 第2条 (略) (1) 無線局 厚真町防災行政用無線施設の親局をいう。	資料4 厚真町防災行政用無線局運用管理規程 (用語の意義) 第2条 (略) (1) 無線局 厚真町防災行政用無線施設の親局をいう。 (2) 固定系 同報無線方式によって通報をおこなう通信系をいう。	・新型無線機換装に伴う改訂

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
	<p>(2) 総括責任者 無線局の管理及び運用上の責任者をいう。</p> <p>(3) 無線局管理責任者 総括責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運営にあたる責任者をいう。</p> <p>(4) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う者であって、無線従事者以外の者をいう。</p> <p>(5) 通信統制 災害が発生し、または発生するおそれのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るために、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。</p>	<p>(3) 移動系 MCA基地局及び陸上移動局の通信系をいう。</p> <p>(4) 総括責任者 無線局の管理及び運用上の責任者をいう。</p> <p>(5) 無線局管理責任者 総括責任者の命を受け、直接無線局の維持管理及び運用（固定系の運用を除く。）にあたる責任者をいう。</p> <p>(6) 固定系の無線局運用責任者 総括責任者の命を受け、直接固定系無線局の運用にあたる責任者をいう。</p> <p>(7) 無線従事者 電波法第2条第6号の規定により、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線施設を操作する資格を有する者をいう。</p> <p>(8) 無線局管理担当者 無線局管理責任者の命を受け、直接無線局の維持管理業務にあたる者をいう。</p> <p>(9) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う一般職員の者であって、無線従事者以外の者をいう。</p> <p>(10) 通信統制 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るために、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。</p>	
5	<p><u>（無線局の管理部課）</u></p> <p><u>第4条 無線局の管理課は、総務課とする。</u></p>	<u>（削除）</u>	・新型無線機換装に伴う改訂
5	<p><u>（管理責任者）</u></p> <p>第<u>5</u>条 総括責任者は、<u>総務課長</u>とする。</p> <p>2 総括責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について無線局管理責任者、<u>無線従事者</u>及び<u>通信取扱者</u>を指揮監督する。</p>	<p><u>（総括責任者）</u></p> <p>第<u>4</u>条 総括責任者は、<u>町長</u>とする。</p> <p>2 総括責任者は、無線局の維持管理及び運用に関する業務について、<u>無線局管理責任者</u>及び<u>固定系の無線局運用責任者</u>を指揮監督する。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂
5	<p><u>（無線局管理責任者）</u></p> <p>第<u>6</u>条 無線局管理責任者は、総務課<u>総務人事グループ（防災担当）</u>とする。</p> <p>2 無線局管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者<u>及び通信取扱者</u>を直接指揮監督する。</p>	<p><u>（無線局管理責任者）</u></p> <p>第<u>5</u>条 無線局管理責任者は、総務課<u>防災担当参事</u>とし、<u>不在時は総務課長</u>とする。</p> <p>2 無線局管理責任者は、<u>総括責任者の命を受け、無線局の維持管理及び運用（固定系の運用を除く。）</u>に関する業務について、無線従事者、<u>無線局管理担当者</u>及び<u>無線取扱者</u>を直接指揮監督する。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂
6	<u>追記</u>	<p><u>（固定系の無線局運用責任者）</u></p> <p><u>第6条 固定系の無線局運用責任者は、まちづくり推進課長とする。</u></p> <p><u>2 固定系の無線局運用責任者は、総括責任者の命を受け、固定系無線局の運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。</u></p>	・新型無線機換装に伴う改訂
6	<u>追記</u>	<p><u>（無線局管理担当者）</u></p> <p><u>第7条 無線局管理担当者は、総務課防災グループ（防災行政無線担当）とする。</u></p> <p><u>2 無線局管理担当者は、無線局管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。</u></p>	・新型無線機換装に伴う改訂
6	<p><u>（無線従事者）</u></p> <p>第<u>7</u>条 無線従事者は、無線局管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。</p>	<p><u>（無線従事者）</u></p> <p>第<u>8</u>条 <u>無線従事者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が指名する。</u></p> <p><u>2 無線従事者は、無線局管理責任者及び固定系の無線局運用責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。</u></p>	・新型無線機換装に伴う改訂
6	<p><u>（通信取扱者）</u></p> <p>第<u>8</u>条 通信取扱者は、無線従事者の指揮のもと無線局の通信業務を行う。</p>	<p><u>（通信取扱者）</u></p> <p>第<u>9</u>条 通信取扱者は、無線従事者の指揮のもと無線局の通信業務を行う。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂
6	<p><u>（無線従事者の配置）</u></p> <p>第<u>9</u>条 総括責任者は、無線局の運用状態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。</p>	<p><u>（無線従事者の配置）</u></p> <p>第<u>10</u>条 総括責任者は、無線局の運用状態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂
6	<p><u>（通信系統）</u></p> <p>第<u>10</u>条 通信系統は、別図のとおりとする。</p>	<p><u>（通信系統）</u></p> <p>第<u>11</u>条 通信系統は、別図のとおりとする。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂
6	<p><u>（通信の種類）</u></p> <p>第<u>11</u>条 通信は、防災通信（災害発生時等において、防災、応急救助、災害復旧等のために行う通信をいう。以下同じ。）平常通信（一般行政事務のために行う通信をいう。）及び訓練通信（非</p>	<p><u>（通信の範囲）</u></p> <p>第<u>12</u>条 通信の範囲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項の範囲内で次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
	<u>常災害時における通信の円滑な実施を確保するに必要な訓練のために行う通信をいう。）とする。</u>	<u>(1) 地震、火災、風水害等の非常事態に関する事項</u> <u>(2) 人命その他特に緊急を要する重要な事項</u> <u>(3) 行政事務に関する事項</u> <u>(4) その他総括責任者が必要と認める事項</u>	
6	(防災行政用無線利用者協議会) 第 <u>12</u> 条 防災行政用無線施設の広範な利用を図るため、防災行政用無線利用者協議会を置く。	(防災行政用無線利用者協議会) 第 <u>13</u> 条 防災行政用無線施設の広範な利用を図るため、防災行政用無線利用者協議会を置く。	・新型無線機換装に伴う改訂
6	(無線局の運用) 第 <u>13</u> 条 無線局の運用については、別に定める運用細則による。 2 とまこまい広域農業協同組合と無線設備を共用することとなる場合の運用については、別に定めた <u>協定書</u> による。 <u>3 胆振東部消防組合厚真支署とは、別に定めた協定書による。</u>	(無線局の運用) 第 <u>14</u> 条 無線局の運用については、別に定める運用細則による。 2 <u>胆振東部消防組合厚真支署及び</u> とまこまい広域農業協同組合と無線設備を共用することとなる場合の運用については、別に定めた <u>協定書</u> による。 <u>(削除)</u>	・新型無線機換装に伴う改訂
7	(通信統制) 第 <u>14</u> 条 通信統制は、次の各号に定めるところにより実施する。 (1) 実施責任者は、総括責任者とする。 (2) 総括責任者が職務を行うことができないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。 (3) 総括責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。	(通信統制) 第 <u>15</u> 条 通信統制は、次の各号に定めるところにより実施する。 (1) 実施責任者は、総括責任者とする。 (2) 総括責任者が職務を行うことができないときは、 <u>固定系無線局にあっては固定系の無線局運用責任者が、移動系無線局にあっては無線局管理責任者が、</u> これを代行する。 (3) 総括責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。	・新型無線機換装に伴う改訂
7	(非常災害時等における通信体制) 第 <u>15</u> 条 総括責任者は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに無線局責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。 (1) 災害その他緊急の事態が発生するおそれがあると認められるとき。 (2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。 2 無線局管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。 3 管理責任者は、第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るために、 <u>陸上</u> 移動局を必要と認める場所へ配置することができるものとする。	(非常災害時等における通信体制) 第 <u>16</u> 条 総括責任者は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに無線局 <u>管理責任者及び固定系の無線局運用責任者</u> に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。 (1) 災害その他緊急の事態が発生するおそれがあると認められるとき。 (2) <u>無線局管理責任者又は固定系の無線局運用責任者</u> が特に必要と認めるとき。 2 無線局管理責任者 <u>及び固定系の無線局運用責任者</u> は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。 3 <u>無線局</u> 管理責任者は、第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るために、 <u>移動系無線</u> 局を必要と認める場所へ配置することができるものとする。	・新型無線機換装に伴う改訂
7	(予備電源) 第 <u>16</u> 条 予備電源は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 (1) 無線設備を連続して <u>3</u> 時間以上安定に作動させることができるものであること。	(予備電源) 第 <u>17</u> 条 予備電源は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 (1) 無線設備を連続して <u>72</u> 時間以上安定に作動させることができるものであること。	・新型無線機換装に伴う改訂
7	(通信訓練) 第 <u>17</u> 条 管理責任者は、少なくとも毎年1回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。	(通信訓練) 第 <u>18</u> 条 <u>無線局</u> 管理責任者 <u>及び固定系の無線局運用責任者</u> は、少なくとも毎年1回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。	・新型無線機換装に伴う改訂
7	(職員の研修) 第 <u>18</u> 条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。	(職員の研修) 第 <u>19</u> 条 <u>無線局</u> 管理責任者 <u>及び固定系の無線局運用責任者</u> は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員に <u>対し</u> 研修を行わなければならない。	・新型無線機換装に伴う改訂
7	(備付書類の管理) 第 <u>19</u> 条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。	(備付書類の管理) 第 <u>20</u> 条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。	・新型無線機換装に伴う改訂
7	(無線従事者選（解）任届の提出) 第 <u>20</u> 条 管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規定により、速やかに無線従事者選（解）任届を北海道電波監理局長に提出するための手続きをとらなければならない。	(無線従事者選（解）任届の提出) 第 <u>21</u> 条 <u>無線局</u> 管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規定により、速やかに無線従事者選（解）任届を北海道電波監理局長に提出するための手続きをとらなければならない。	・新型無線機換装に伴う改訂
8	(無線設備の点検及び整備) 第 <u>21</u> 条 管理責任者は無線設備について、毎年2回以上定期的に点検を行い、その機能を確認しておかなければならない。	(無線設備の点検及び整備) 第 <u>22</u> 条 <u>無線局</u> 管理責任者は無線設備について、毎年2回以上定期的に点検を行い、その機能を確認しておかなければならない。	・新型無線機換装に伴う改訂
8	(細則) 第 <u>22</u> 条 <u>町長</u> は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する細則を定めるものとする。	(細則) 第 <u>23</u> 条 <u>総括責任者</u> は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する細則を定めるものとする。	・新型無線機換装に伴う改訂

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
8	附 則 この規程は、平成 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。 <u>(新規)</u>	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規程は、平成 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。 <u>(厚真町防災行政無線局運用管理規程の廃止)</u> 2 厚真町防災行政無線局運用管理規程(平成5年2月1日訓令第1号)は廃止する。	・新型無線機換装に伴う改訂
8	附 則 <u>この訓令は、交付の日から施行する。</u>	<u>(削除)</u>	・新型無線機換装に伴う改訂
9	別 図 通信系図 	別 図 通信系図 (固定系) 	・新型無線機換装に伴う改訂
9		別 図 通信系図 (移動系) 	・新型無線機換装に伴う改訂

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																						
	資料5 厚真町防災行政用無線局運用細則 (目的) 第1条 この細則は、厚真町防災行政用無線局運用管理規程（以下「規程」という。）第 <u>22</u> 条に基づき、固定系及び移動系無線局の運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。	資料5 厚真町防災行政用無線局運用細則 (目的) 第1条 この細則は、厚真町防災行政用無線局運用管理規程（ <u>令和5年訓練第3号</u> 。以下「規程」という。）第 <u>23</u> 条に基づき、固定系及び移動系無線局の運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。 <u>令和5年3月10日 訓令第4号</u>	・新型無線機換装に伴う改訂																						
10	(通信の種類) 第2条 通信の種類は、 <u>定時放送及び緊急放送とする。</u>	(通信の種類) 第2条 通信の種類は、 <u>次のとおりとする。</u> <u>(1) 固定系 定時放送及び緊急放送</u> <u>(2) 移動系 緊急通話、一斉通話、普通通話</u>	・新型無線機換装に伴う改訂																						
10	(通信の範囲) 第3条 通信できる範囲は、次の各号に掲げるものとする <u>(1) 地震、台風等に関する予・警報の通知など、防災行政に関する事項</u> <u>(2) 非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡</u> <u>(3) 地方自治法第2条第3項に定められた行政事務に関する事項</u> <u>(4) 営農指導に関する事項</u> <u>(5) その他、町長が必要と認めた事項</u>	(通信の対象) 第3条 固定系無線局で通信できる対象は、次の各号に掲げるものとする <u>(1) 町の主催・共催する各種行事及び催し物の開催案内</u> <u>(2) 町が後援している各種団体の行事及び催し物の開催案内</u> <u>(3) 前2号の中止又は延期の放送</u> <u>(4) 水道の断水や道路の通行止め等町民の生活に関すること</u> <u>(5) 町民全体に周知を図る必要性のある行政事務（納税、ごみ、停電等）</u> <u>(6) 気象情報とそれに伴う農作物被害注意情報等</u> <u>(7) 各種運動週間等の告知（火災予防、交通安全、選挙関係等）</u> <u>(8) 警察からの要請による行方不明者の捜索願及び町民の安全に関すること</u> <u>(9) 警察からの要請による劇薬、火薬等危険物の紛失及び誤った販売の照会等</u> <u>(10) 各公共機関からの要請で町民全体に周知を図る必要性があるもの</u> <u>(11) その他総括責任者が必要と認める事項</u>	・新型無線機換装に伴う改訂																						
10	(通信時間) 第4条 無線局からの通信時間は、次により行うものとする。 (1) 緊急放送は、常時必要な都度行うものとする。 (2) 定時放送は、 <u>12時20分、20時00分とし、とまこまい広域農業協同組合及び胆振東部消防組合厚真支署</u> については、別途協議する。	(通信時間) 第4条 固定系無線局からの通信時間は、次により行うものとする。 <u>共聴</u> (1) 緊急放送は、常時必要な都度行うものとする。 (2) 定時放送は、 <u>次の表に掲げるとおりとし、その他の放送</u> については、別途協議する。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>放送時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>自治会</td><td>6時30分～又は7時30分</td></tr><tr><td>チャイム</td><td>12時00分</td></tr><tr><td>役場</td><td>12時20分～12時30分</td></tr><tr><td>消防</td><td>12時30分～12時35分</td></tr><tr><td>農協</td><td>12時35分～12時45分</td></tr><tr><td>チャイム</td><td>19時00</td></tr><tr><td>消防</td><td>19時10分～19時15分</td></tr><tr><td>農協</td><td>19時15分～19時25分</td></tr><tr><td>役場</td><td>20時00分～20時10分</td></tr><tr><td>自治会</td><td>19時30分～20時00分又は20時30分～</td></tr></tbody></table>	区分	放送時間	自治会	6時30分～又は7時30分	チャイム	12時00分	役場	12時20分～12時30分	消防	12時30分～12時35分	農協	12時35分～12時45分	チャイム	19時00	消防	19時10分～19時15分	農協	19時15分～19時25分	役場	20時00分～20時10分	自治会	19時30分～20時00分又は20時30分～	
区分	放送時間																								
自治会	6時30分～又は7時30分																								
チャイム	12時00分																								
役場	12時20分～12時30分																								
消防	12時30分～12時35分																								
農協	12時35分～12時45分																								
チャイム	19時00																								
消防	19時10分～19時15分																								
農協	19時15分～19時25分																								
役場	20時00分～20時10分																								
自治会	19時30分～20時00分又は20時30分～																								
11	(通信日) 第5条 通信日は、次に掲げる日を除いた日とする。ただし、 <u>町長</u> が必要と認めたときは、この限りでない。 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月 <u>31</u> 日から1月 <u>5</u> 日	(通信日) 第5条 固定系無線局の通信日は、次に掲げる日を除いた日とする。ただし、 <u>総括責任者</u> が必要と認めたときは、この限りでない。 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月 <u>30</u> 日から1月 <u>4</u> 日	・新型無線機換装に伴う改訂																						
11	(通信の申し込み) 第6条 通信の申し込み手続きは、次の各号の定めるところによる。	(通信の申し込み) 第6条 固定系無線局の通信の申し込み手続きは、次の各号の定めるところによる。	・新型無線機換装に伴う改訂																						

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理由
	<p>(1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについては、無線通信依頼書（第1号様式）により、通信日の前日の午後3時までに、<u>管理</u>責任者に提出しなければならない。</p> <p>(2) <u>管理</u>責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。通信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。</p>	<p>(1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについては、無線通信依頼書（<u>様式第1号</u>）により、通信日の前日の午後3時までに、<u>固定系の無線局運用</u>責任者に提出しなければならない。</p> <p>(2) <u>固定系の無線局運用</u>責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。通信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。</p>	
11	<p>(通信の制限)</p> <p>第7条 <u>管理</u>責任者は、災害発生、その他特に理由があるときは通信を制限することができる。</p>	<p>(通信の制限)</p> <p>第7条 <u>総括</u>責任者は、災害発生、その他特に理由があるときは<u>固定系無線局の</u>通信を制限することができる。</p> <p><u>2 総括責任者が職務を行うことができないときは、固定系の無線局運用責任者がこれを代行する。</u></p>	・新型無線機換装に伴う改訂
11	<p>(通信の方法)</p> <p>第9条 通信の方法は、原則として次により行うものとする。</p> <p>(1) 固定系</p> <p><u>例</u> 平常時 「こちらは、ぼうさいあつま。こちらは、ぼうさいあつまです。 ……通信内容……以上で終わります。こちらは、ぼうさいあつま、こちらは、ぼうさいあつまです。」</p> <p>災害時 「こちらは、ぼうさいあつま。こちらは、ぼうさいあつまです。 ……災害に関する通信内容……以上で終わります。こちらは、ぼうさいあつま、こちらは、ぼうさいあつまです。」</p> <p>(2) 移動系</p> <p><u>例</u> 呼出し ぼうさいあつま〇〇〇（相手局の呼出し名称を3回以内）。こちらは（1回）ぼうさいあつま〇〇〇（3回以内）。</p> <p>応答 ぼうさいあつま〇〇〇（相手局の呼出し名称を3回以内）。こちらは（1回）ぼうさいあつま〇〇〇（自局の呼出名称を3回以内）。</p>	<p>(通信の方法)</p> <p>第9条 通信の方法は、原則として次<u>各号に掲げる方法</u>により行うものとする。</p> <p>(1) 固定系</p> <p><u>例</u> <u>（平常時）</u> 「こちらは、ぼうさいあつま。こちらは、ぼうさいあつまです。 ……通信内容……以上で終わります。こちらは、ぼうさいあつま、こちらは、ぼうさいあつまです。」</p> <p><u>例</u> <u>（災害時）</u> 「こちらは、ぼうさいあつま。こちらは、ぼうさいあつまです。 ……災害に関する通信内容……以上で終わります。こちらは、ぼうさいあつま、こちらは、ぼうさいあつまです。」</p> <p>(2) 移動系</p> <p><u>例</u> 呼出し ぼうさいあつま〇〇〇（相手局の呼出し名称を3回以内）。 こちらは（1回）ぼうさいあつま〇〇〇（3回以内）。</p> <p><u>例</u> 応答 ぼうさいあつま〇〇〇（相手局の呼出し名称を3回以内）。こちらは（1回）ぼうさいあつま〇〇〇（自局の呼出名称を3回以内）。</p>	
12	<p>(受信設備の利用<u>契約</u>)</p> <p>第10条 受信設備を利用しようとする者は、厚真町防災行政用無線受信設備借受申込書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(受信設備の利用)</p> <p>第10条 <u>固定系無線局の</u>受信設備を利用しようとする者は、厚真町防災行政用無線受信設備借受申込書（<u>様式第2号</u>）を町長に提出しなければならない。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂
12	<p>(利用契約の解除)</p> <p>第11条 利用者が転出又は転居する場合は、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、転出の場合は戸別受信機を返還するものとし、<u>同時に前条の契約は解除したものとする</u>。</p>	<p>(利用契約の解除)</p> <p>第11条 利用者が転出又は転居する場合は、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、転出の場合は戸別受信機を返還するものとする。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂
12	<p>(維持管理経費等の負担)</p> <p>第12条 無線施設等の利用者は、利用する部分に相当する施設の保守管理に要する経費を、次の各号より負担するものとする。</p>	<p>(維持管理経費等の負担)</p> <p>第12条 <u>固定系無線局の</u>無線施設等の利用者は、利用する部分に相当する施設の保守管理に要する経費を、次の各号より負担するものとする。</p>	・新型無線機換装に伴う改訂
12	<p>附 則</p> <p>この細則は、平成5年<u>2</u>月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この細則は、平成5年<u>4</u>月1日から施行する。</u> <u>（厚真町防災行政無線局運用細則の廃止）</u></p> <p><u>2 厚真町防災行政無線局運用細則（平成5年2月1日）は廃止する。</u></p>	・新型無線機換装に伴う改訂

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																																				
13	<p>第1号<u>様式</u></p> <p>厚真町防災行政用無線通信依頼書</p> <table border="1"> <tr> <td>町長</td><td>副町長</td><td>無線局管理責任者</td><td>無線局管理担当者</td><td>広報担当課長</td><td>広報担当者</td><td>合議</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>起案年月日</td><td>決済年月日</td><td>起案者職氏名</td><td>課名職名</td><td>グループ名氏名</td></tr> <tr> <td>「通信月日」 「臨時通信」</td><td>月 日 時 分</td><td>（曜）</td><td>～</td><td>月 日（曜）（昼・夜）</td><td>計 回</td></tr> </table> <p>*文章は簡潔に記載してください</p> <table border="1"> <tr> <td>件名 ○○について</td><td>處理欄</td><td>月 日 時 分 印</td></tr> </table>	町長	副町長	無線局管理責任者	無線局管理担当者	広報担当課長	広報担当者	合議								起案年月日	決済年月日	起案者職氏名	課名職名	グループ名氏名	「通信月日」 「臨時通信」	月 日 時 分	（曜）	～	月 日（曜）（昼・夜）	計 回	件名 ○○について	處理欄	月 日 時 分 印	<p><u>様式</u>第1号 <u>(第6条関係)</u></p> <p>厚真町防災行政用無線通信依頼書</p> <table border="1"> <tr> <td>総括責任者</td><td>固定系の無線局運用責任者</td><td>通信取扱者（正）</td><td>まちづくり推進課企画調整グループ</td><td>合議</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>起案年月日</td><td>決済年月日</td><td>起案者職氏名</td><td>課名職名</td><td>グループ名氏名</td></tr> <tr> <td>「通信月日」 「臨時通信」</td><td>月 日 時 分</td><td>（曜）</td><td>～</td><td>月 日（曜）（昼・夜）</td><td>計 回</td></tr> </table> <p>*文章は簡潔に記載してください</p> <table border="1"> <tr> <td>件名 ○○について</td><td>處理欄</td><td>月 日 時 分 印</td></tr> </table>	総括責任者	固定系の無線局運用責任者	通信取扱者（正）	まちづくり推進課企画調整グループ	合議						起案年月日	決済年月日	起案者職氏名	課名職名	グループ名氏名	「通信月日」 「臨時通信」	月 日 時 分	（曜）	～	月 日（曜）（昼・夜）	計 回	件名 ○○について	處理欄	月 日 時 分 印	・新型無線機換装に伴う改訂
町長	副町長	無線局管理責任者	無線局管理担当者	広報担当課長	広報担当者	合議																																																	
起案年月日	決済年月日	起案者職氏名	課名職名	グループ名氏名																																																			
「通信月日」 「臨時通信」	月 日 時 分	（曜）	～	月 日（曜）（昼・夜）	計 回																																																		
件名 ○○について	處理欄	月 日 時 分 印																																																					
総括責任者	固定系の無線局運用責任者	通信取扱者（正）	まちづくり推進課企画調整グループ	合議																																																			
起案年月日	決済年月日	起案者職氏名	課名職名	グループ名氏名																																																			
「通信月日」 「臨時通信」	月 日 時 分	（曜）	～	月 日（曜）（昼・夜）	計 回																																																		
件名 ○○について	處理欄	月 日 時 分 印																																																					
14	<p>第2号<u>様式</u></p> <p>令和 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">使 用 者</td><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr> <td>氏 名 若しくは事業所名及び代表者名</td><td>印</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	使 用 者	フリガナ		氏 名 若しくは事業所名及び代表者名	印	(略)	(略)	(略)	(略)		<p><u>様式</u>第2号 <u>(第10条関係)</u></p> <p>年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">使 用 者</td><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr> <td>氏 名 若しくは事業所名及び代表者名</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	使 用 者	フリガナ		氏 名 若しくは事業所名及び代表者名		(略)	(略)	(略)	(略)																																		
使 用 者	フリガナ																																																						
	氏 名 若しくは事業所名及び代表者名		印																																																				
	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)																																																						
使 用 者	フリガナ																																																						
	氏 名 若しくは事業所名及び代表者名																																																						
	(略)	(略)																																																					
(略)	(略)																																																						
15	※戸別受信機の貸与条件 (略)	※戸別受信機の貸与条件 (略)	・新型無線機換装に伴う改訂																																																				

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																																																												
	<p>4 転居の場合は、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（第3号<u>様式</u>）を町長に提出すること。</p> <p>5 家屋の解体又は転出、世帯合併等で、戸別受信機を休止又は廃止しようとするときは、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（第3号<u>様式</u>）を町長に提出し、戸別受信機を返還すること。</p>	<p>4 転居の場合は、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（<u>様式</u>第3号）を町長に提出すること。</p> <p>5 家屋の解体又は転出、世帯合併等で、戸別受信機を休止又は廃止しようとするときは、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（<u>様式</u>第3号）を町長に提出し、戸別受信機を返還すること。</p>																																																																													
16	<p>第3号<u>様式</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">使 用 者</td> <td>フリガナ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"><u>印</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	使 用 者	フリガナ				氏 名	<u>印</u>			(略)	(略)				(略)	(略)				<p><u>様式</u>第3号（<u>第11条関係</u>）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">使 用 者</td> <td>フリガナ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	使 用 者	フリガナ				氏 名				(略)	(略)				(略)	(略)				・新型無線機換装に伴う改訂																																						
使 用 者	フリガナ																																																																														
	氏 名	<u>印</u>																																																																													
(略)	(略)																																																																														
(略)	(略)																																																																														
使 用 者	フリガナ																																																																														
	氏 名																																																																														
(略)	(略)																																																																														
(略)	(略)																																																																														
49	<p>資料12 要配慮者施設（避難確保計画要作成施設）一覧表 【水防法第15条第3項に定める浸水想定区域内（厚真川）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等区分</th> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>浸水想定（最大規模）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福祉施設等</td> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>高齢者 グループホーム やわらぎ</td> <td>通所</td> <td>勇払郡厚真町字本郷236-6</td> <td>26-7336</td> <td>0.5m~3.0m</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能ホーム ほんごう</td> <td>通所</td> <td>勇払郡厚真町字本郷236-6</td> <td>26-7336</td> <td>0.5m~3.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>厚真町まちなか交流館 やべーる</td> <td>通所</td> <td>勇払郡厚真町京町12-1</td> <td>29-7023</td> <td>0.5m~3.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設等区分	名称	種別	住所	電話	浸水想定（最大規模）	福祉施設等	(略)					高齢者 グループホーム やわらぎ	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m~3.0m	小規模多機能ホーム ほんごう	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m~3.0m	(略)					厚真町まちなか交流館 やべーる	通所	勇払郡厚真町京町12-1	29-7023	0.5m~3.0m	(略)						<p>資料12 要配慮者施設（避難確保計画要作成施設）一覧表 【水防法第15条第3項に定める浸水想定区域内（厚真川）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等区分</th> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>浸水想定（最大規模）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福祉施設等</td> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>グループホーム 夢ふうせん やわらぎ</td> <td>通所</td> <td>勇払郡厚真町字本郷236-6</td> <td>26-7336</td> <td>0.5m~3.0m</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能ホーム 夢ふうせん ほんごう</td> <td>通所</td> <td>勇払郡厚真町字本郷236-6</td> <td>26-7336</td> <td>0.5m~3.0m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚真町まちなか交流館</td> <td>通所</td> <td>勇払郡厚真町京町12-1</td> <td>29-7023</td> <td>0.5m~3.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設等区分	名称	種別	住所	電話	浸水想定（最大規模）	福祉施設等	(略)					グループホーム 夢ふうせん やわらぎ	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m~3.0m	小規模多機能ホーム 夢ふうせん ほんごう	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m~3.0m	(略)					厚真町まちなか交流館	通所	勇払郡厚真町京町12-1	29-7023	0.5m~3.0m	(略)						・事業者変更に伴う名称の変更
施設等区分	名称	種別	住所	電話	浸水想定（最大規模）																																																																										
福祉施設等	(略)																																																																														
	高齢者 グループホーム やわらぎ	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m~3.0m																																																																										
	小規模多機能ホーム ほんごう	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m~3.0m																																																																										
	(略)																																																																														
	厚真町まちなか交流館 やべーる	通所	勇払郡厚真町京町12-1	29-7023	0.5m~3.0m																																																																										
(略)																																																																															
施設等区分	名称	種別	住所	電話	浸水想定（最大規模）																																																																										
福祉施設等	(略)																																																																														
	グループホーム 夢ふうせん やわらぎ	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m~3.0m																																																																										
	小規模多機能ホーム 夢ふうせん ほんごう	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m~3.0m																																																																										
	(略)																																																																														
	厚真町まちなか交流館	通所	勇払郡厚真町京町12-1	29-7023	0.5m~3.0m																																																																										
(略)																																																																															

改訂案の頁	現行計画（旧）						改訂案（新）						理 由			
55~58	資料 13 災害協定等締結一覧表一覧表						資料 13 災害協定等締結一覧表一覧表						• 誤記修正 • 新規締結協定の追加			
	No	分類	協定名	協定先	協定内容	要請の要件等	締結日	有効期間	No	分類	協定名	協定先	協定内容	要請の要件等	締結日	有効期間
	(略)													(略)		
	21	生活物資等供給	(略)			R3.3.31までとすも、期間満了日の30日前までに(略)			21	生活物資等供給	(略)		R3.3.31までとするも、期間満了日の30日前までに(略)			
	22	パートナーシップ協定	(略)			定締結の日から起算して1年間、(略)			22	パートナーシップ協定	(略)		締結日から起算して1年間、(略)			
	(略)													(略)		
	24	物資等輸送	(略)			定締結の日から1年間、(略)			24	物資等輸送	(略)		締結日から1年間、(略)			
	25	仮設住宅	(略)			定締結の日から1年間、(略)			25	仮設住宅	(略)		締結日から1年間、(略)			
	26	トイレ供給	(略)			定締結の日から1年間、(略)			26	トイレ供給	(略)		締結日から1年間、(略)			
	(略)													(略)		
	<u>(新規)</u>															
	31	医療支援	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人苦小牧市医師会	避難所及び災害現場等における救護所の設置及び医療救護活動	・傷病者の傷病の程度の判定 ・傷病者に対する応急措置及び医療 ・傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 ・被災者の死亡の確認及び死体の検案	地域防災計画に基づき、医療活動を実施する必要が生じた場合、甲が乙に救護班の編成及び派遣を要請	令和5年11月20日	締結の日から1年間、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いづれからも意思表示が無い時は1年間継続、以後同様							

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理由																																																																																				
60	<p>資料 14 災害記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>種別</th> <th>災害の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>平成13年 9月11日</td> <td>大 雨</td> <td>台風15号と秋雨前線大雨により、農業被害711.48 ha 1箇所233,456千円、土木被害132箇所1,170,627千円、林業関係16箇所84,700千円、被害総額1,488,783千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>未記載</u></td> </tr> <tr> <td>平成15年 8月10日</td> <td>大 雨</td> <td>台風10号による大雨により、農業被害60 ha11,434千円、土木被害15箇所8,210千円、被害総額19,644千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年 9月26日</td> <td>地 震</td> <td>十勝沖地震による被害（震度5強）により住家一部破損13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生10箇所、商工12箇所、学校4箇所、社会教育5箇所、社会福祉2箇所、その他30箇所、被害総額892,520千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年10月25日</td> <td>強 風</td> <td>ダウンバーストにより、住家一部破損2棟350千円、農業被害0.725 ha44箇所13,266千円、被害総額13,616千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>未記載</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>未記載</u></td> </tr> <tr> <td>平成17年 9月 7日 ～ 8日</td> <td>大 雨</td> <td>台風14号による大雨により農業被害170.78 ha、土木被害9箇所5,438千円、 5,438千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年 8月17日 ～20日</td> <td>大 雨</td> <td>豪雨及び暴風雨により、床下浸水2件、土木被害19箇所135,600千円、被害総額135,600千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年 8月11日 ～14日</td> <td>大 雨</td> <td>台風4号及び前線による大雨により、農業被害30,961千円、土木被害28箇所90,713千円、被害総額121,674千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>未記載</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	種別	災害の概要	(略)			平成13年 9月11日	大 雨	台風15号と秋雨前線大雨により、農業被害711.48 ha 1箇所233,456千円、土木被害132箇所1,170,627千円、林業関係16箇所84,700千円、被害総額1,488,783千円			<u>未記載</u>	平成15年 8月10日	大 雨	台風10号による大雨により、農業被害60 ha11,434千円、土木被害15箇所8,210千円、被害総額19,644千円	平成15年 9月26日	地 震	十勝沖地震による被害（震度5強）により住家一部破損13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生10箇所、商工12箇所、学校4箇所、社会教育5箇所、社会福祉2箇所、その他30箇所、被害総額892,520千円	平成15年10月25日	強 風	ダウンバーストにより、住家一部破損2棟350千円、農業被害0.725 ha44箇所13,266千円、被害総額13,616千円			<u>未記載</u>			<u>未記載</u>	平成17年 9月 7日 ～ 8日	大 雨	台風14号による大雨により農業被害170.78 ha、土木被害9箇所5,438千円、 5,438千円	平成18年 8月17日 ～20日	大 雨	豪雨及び暴風雨により、床下浸水2件、土木被害19箇所135,600千円、被害総額135,600千円	平成22年 8月11日 ～14日	大 雨	台風4号及び前線による大雨により、農業被害30,961千円、土木被害28箇所90,713千円、被害総額121,674千円			<u>未記載</u>	(略)			<p>資料 14 災害記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>種別</th> <th>災害の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>平成13年 9月11日</td> <td>大 雨</td> <td>台風15号と秋雨前線大雨により、農業被害711.48 ha 1箇所233,456千円、土木被害132箇所1,170,627千円、林業関係16箇所84,700千円、被害総額1,488,783千円</td> </tr> <tr> <td><u>平成14年10月 1日</u></td> <td><u>台 風</u></td> <td><u>台風21号の強風により、文教施設1箇所 被害総額100千円</u></td> </tr> <tr> <td>平成15年 8月10日</td> <td>大 雨</td> <td>台風10号による大雨により、農業被害60 ha11,434千円、土木被害15箇所8,210千円、被害総額19,644千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年 9月26日</td> <td>地 震</td> <td>十勝沖地震による被害（震度5強）により住家一部破損13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生10箇所、商工12箇所、学校4箇所、社会教育5箇所、社会福祉2箇所、その他30箇所、被害総額892,520千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年10月25日</td> <td>強 風</td> <td>ダウンバーストにより、住家一部破損2棟350千円、農業被害0.725 ha44箇所13,266千円、被害総額13,616千円</td> </tr> <tr> <td><u>平成16年 1月13日</u></td> <td><u>大 雪</u></td> <td><u>大雪により、農作物0.189ha3,076千円、営農施設55箇所34,927千円、林業被害8箇所1,746千円 被害総額39,749千円</u></td> </tr> <tr> <td><u>平成16年 9月 8日</u></td> <td><u>台 風</u></td> <td><u>台風18号により、停電500戸</u></td> </tr> <tr> <td>平成17年 9月 7日 ～ 8日</td> <td>大 雨</td> <td>台風14号による大雨により農業被害170.78 ha、土木被害9箇所5,438千円、 5,438千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年 8月17日 ～20日</td> <td>大 雨</td> <td>豪雨及び暴風雨により、床下浸水2件、土木被害19箇所135,600千円、被害総額135,600千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年 8月11日 ～14日</td> <td>大 雨</td> <td>台風4号及び前線による大雨により、農業被害30,961千円、土木被害28箇所90,713千円、被害総額121,674千円</td> </tr> <tr> <td><u>平成23年 3月11日</u></td> <td><u>大津波</u></td> <td><u>東日本大震災による津波被害により、水産被害20箇所 被害総額16,519千円、その他トラック4台、乗用車22台浸水</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	種別	災害の概要	(略)			平成13年 9月11日	大 雨	台風15号と秋雨前線大雨により、農業被害711.48 ha 1箇所233,456千円、土木被害132箇所1,170,627千円、林業関係16箇所84,700千円、被害総額1,488,783千円	<u>平成14年10月 1日</u>	<u>台 風</u>	<u>台風21号の強風により、文教施設1箇所 被害総額100千円</u>	平成15年 8月10日	大 雨	台風10号による大雨により、農業被害60 ha11,434千円、土木被害15箇所8,210千円、被害総額19,644千円	平成15年 9月26日	地 震	十勝沖地震による被害（震度5強）により住家一部破損13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生10箇所、商工12箇所、学校4箇所、社会教育5箇所、社会福祉2箇所、その他30箇所、被害総額892,520千円	平成15年10月25日	強 風	ダウンバーストにより、住家一部破損2棟350千円、農業被害0.725 ha44箇所13,266千円、被害総額13,616千円	<u>平成16年 1月13日</u>	<u>大 雪</u>	<u>大雪により、農作物0.189ha3,076千円、営農施設55箇所34,927千円、林業被害8箇所1,746千円 被害総額39,749千円</u>	<u>平成16年 9月 8日</u>	<u>台 風</u>	<u>台風18号により、停電500戸</u>	平成17年 9月 7日 ～ 8日	大 雨	台風14号による大雨により農業被害170.78 ha、土木被害9箇所5,438千円、 5,438千円	平成18年 8月17日 ～20日	大 雨	豪雨及び暴風雨により、床下浸水2件、土木被害19箇所135,600千円、被害総額135,600千円	平成22年 8月11日 ～14日	大 雨	台風4号及び前線による大雨により、農業被害30,961千円、土木被害28箇所90,713千円、被害総額121,674千円	<u>平成23年 3月11日</u>	<u>大津波</u>	<u>東日本大震災による津波被害により、水産被害20箇所 被害総額16,519千円、その他トラック4台、乗用車22台浸水</u>	(略)			・町史記録に整合
年月日	種別	災害の概要																																																																																					
(略)																																																																																							
平成13年 9月11日	大 雨	台風15号と秋雨前線大雨により、農業被害711.48 ha 1箇所233,456千円、土木被害132箇所1,170,627千円、林業関係16箇所84,700千円、被害総額1,488,783千円																																																																																					
		<u>未記載</u>																																																																																					
平成15年 8月10日	大 雨	台風10号による大雨により、農業被害60 ha11,434千円、土木被害15箇所8,210千円、被害総額19,644千円																																																																																					
平成15年 9月26日	地 震	十勝沖地震による被害（震度5強）により住家一部破損13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生10箇所、商工12箇所、学校4箇所、社会教育5箇所、社会福祉2箇所、その他30箇所、被害総額892,520千円																																																																																					
平成15年10月25日	強 風	ダウンバーストにより、住家一部破損2棟350千円、農業被害0.725 ha44箇所13,266千円、被害総額13,616千円																																																																																					
		<u>未記載</u>																																																																																					
		<u>未記載</u>																																																																																					
平成17年 9月 7日 ～ 8日	大 雨	台風14号による大雨により農業被害170.78 ha、土木被害9箇所5,438千円、 5,438千円																																																																																					
平成18年 8月17日 ～20日	大 雨	豪雨及び暴風雨により、床下浸水2件、土木被害19箇所135,600千円、被害総額135,600千円																																																																																					
平成22年 8月11日 ～14日	大 雨	台風4号及び前線による大雨により、農業被害30,961千円、土木被害28箇所90,713千円、被害総額121,674千円																																																																																					
		<u>未記載</u>																																																																																					
(略)																																																																																							
年月日	種別	災害の概要																																																																																					
(略)																																																																																							
平成13年 9月11日	大 雨	台風15号と秋雨前線大雨により、農業被害711.48 ha 1箇所233,456千円、土木被害132箇所1,170,627千円、林業関係16箇所84,700千円、被害総額1,488,783千円																																																																																					
<u>平成14年10月 1日</u>	<u>台 風</u>	<u>台風21号の強風により、文教施設1箇所 被害総額100千円</u>																																																																																					
平成15年 8月10日	大 雨	台風10号による大雨により、農業被害60 ha11,434千円、土木被害15箇所8,210千円、被害総額19,644千円																																																																																					
平成15年 9月26日	地 震	十勝沖地震による被害（震度5強）により住家一部破損13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生10箇所、商工12箇所、学校4箇所、社会教育5箇所、社会福祉2箇所、その他30箇所、被害総額892,520千円																																																																																					
平成15年10月25日	強 風	ダウンバーストにより、住家一部破損2棟350千円、農業被害0.725 ha44箇所13,266千円、被害総額13,616千円																																																																																					
<u>平成16年 1月13日</u>	<u>大 雪</u>	<u>大雪により、農作物0.189ha3,076千円、営農施設55箇所34,927千円、林業被害8箇所1,746千円 被害総額39,749千円</u>																																																																																					
<u>平成16年 9月 8日</u>	<u>台 風</u>	<u>台風18号により、停電500戸</u>																																																																																					
平成17年 9月 7日 ～ 8日	大 雨	台風14号による大雨により農業被害170.78 ha、土木被害9箇所5,438千円、 5,438千円																																																																																					
平成18年 8月17日 ～20日	大 雨	豪雨及び暴風雨により、床下浸水2件、土木被害19箇所135,600千円、被害総額135,600千円																																																																																					
平成22年 8月11日 ～14日	大 雨	台風4号及び前線による大雨により、農業被害30,961千円、土木被害28箇所90,713千円、被害総額121,674千円																																																																																					
<u>平成23年 3月11日</u>	<u>大津波</u>	<u>東日本大震災による津波被害により、水産被害20箇所 被害総額16,519千円、その他トラック4台、乗用車22台浸水</u>																																																																																					
(略)																																																																																							
61	<p>厚真町地域防災計画の沿革</p> <p>(略) 令和 4年 6月 22日 一部改訂（軽微） 令和 5年 2月 27日 一部改訂</p>	<p>厚真町地域防災計画の沿革</p> <p>(略) 令和 4年 6月 22日 一部改訂（軽微） 令和 5年 2月 27日 一部改訂 <u>令和 6年 ○月○○日 一部改訂</u></p>	・沿革追記（日付確定後に修正予定）																																																																																				